



松戸市消防局告示第6号

指定催しの指定告示（平成27年松戸市消防局告示第1号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年6月1日

松戸市消防局長 渡 邊 仁 志



## 指定催しの指定

- 1 松戸市火災予防条例（昭和 48 年松戸市条例第 44 号。以下「条例」という。）第 45 条の 2 第 1 項の規定により、祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件は、次に掲げるとおりとする。
  - （1）大規模な催しが開催可能な会場として、一日当たり 10 万人以上の人出が予想され、かつ、主催する者が出店を認める露店等の計画数が 100 店舗を超えるもの。
  - （2）前号に掲げるものと同等の規模であると消防局長が認めるもの。
- 2 条例第 45 条の 2 第 3 項の規定による公示の方法は、次に掲げる方法により行うものとし、別記様式により通知するものとする。
  - （1）松戸市消防局ホームページの掲載
  - （2）松戸市消防局並びに指定催しが開催される区域を所轄する消防署
- 3 前項に規定する方法により公示する事項は、次に掲げる事項とする。
  - （1）指定催しの開催場所及び名称
  - （2）指定催しの開催期間

### 附則

#### （施行期日）

- 1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

#### （施行期日）

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

## 指定催しの指定通知書

松 消 予 第 号  
年 月 日

殿

松戸市消防局  
消防局長 (氏名) 印

松戸市火災予防条例第45条の2の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの名称	
催しの開催場所	
催しの開催期間	

教示

- この指定に不服がある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に松戸市消防局長に対して審査請求をすることができます。
- また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に松戸市（代表 松戸市長）を被告として指定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定の取消しの訴えを提起することができます。